

令和５年度 処遇改善加算等計画書の提出について

当広域連合が指定権者である地域密着型サービス事業所及び総合事業訪問型・通所型サービス事業所（※介護予防相当サービスに限る）において、令和５年４月または５月から介護職員処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（以下、「特定処遇改善加算」という。）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「ベースアップ等加算」）の算定を希望する場合は、下記を参照の上、期日までに原則として広域連合電子申請システムから届出を行ってください。

提出期限：令和５年４月１５日（土）２３時５９分まで ※時間厳守

（当日までに受信が確認できた事業所について、令和５年４月・５月の算定を可とします。）

【前年度からの主な変更点】

- ・ 様式の簡素化に伴い、計画書においては賃金改善に関する事項は賃金総額等の記載は省かれ今年度の賃金改善見込額と加算の見込額のための記載となります。
- ・ 加算以外の部分で賃金をさげない事の誓約が求められます。
- ・ 介護予防と本体事業所を分けて記載する必要がなくなりました。（ただし、総合事業は本体事業所と分けて記載してください。）
- ・ 総合事業において、広域連合の他に複数の市町村から指定を受けている場合も基本情報入力シートは１行にまとめて記載して従来のように指定権者毎に複数の行に分けて記載する必要はなくなりました。

※１ 原則として電子申請システムでの届出をお願いしていますが、県外所在の事業所等で、電子申請システムでの提出が困難な場合は、様式のエクセルファイルを電子メールにて送付願います。（送付先アドレス：shitei-shinsei@fukuoka-kaigo.jp）

※２ 届出に関し、次の書類に関しては必ず整備を行い、当広域連合から求めがあった場合は速やかに提出できるように保管してください。）

- １．就業規則及び賃金規程（写し）
- ２．職員の職責。職務内容に応じた任用要件及び賃金体系
- ３．昇給の仕組みについて明文化した書類
- ４．サービス提供体制強化加算に係る書類（届出書・計算書・研修の記録等）
- ５．当該年度の処遇改善計画書の提出に際し関係職員全員に周知した事が分かる記録

※3 令和5年6月以降の算定開始については、令和5年4月30日まで、それ以降はサービス種別に関わらず前々月の末日の届出が必要です。

(様 式)

- ・ 令和5年度計画書（別紙様式2-1・2-2・2-3・2-4）
- ・ 変更にかかる届出書（別紙様式4）
- ・ 特別な事業に係る届出書（別途様式5）

(参考資料)

- ・ 令和5年 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援計画書の記入の手引きについて
- ・ 様式記入例（福岡県介護保険広域連合）
- ・ 介護保険最新情報（Vol.1133）